

学校法人米子永島学園 役員報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人米子永島学園における役員報酬、手当、旅費及び退任慰労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園長、理事長及び職員理事をいう。
- (3) 職員理事とは、米子松蔭高等学校校長・米子日本語学校校長及び米子松蔭高等学校事務長をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員以外の理事及び監事をいう。
- (5) 学園長とは、理事長を退任したのちに、理事として法人に携わる者をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員報酬額は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤の役員報酬額は、別表2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、役員報酬を支給することができる。その場合の支給額は、役員報酬検討委員会に諮り、評議員会及び理事会の議を経て決定する。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほかに期末手当を支給する。

- 2 職員理事の期末手当の額は、学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校給与規程（以下米子松蔭高校給与規定）第6条第12項、第13項又は同法人米子日本語学校給与規程（以下米子日本語学校給与規定）第9条を準用する。
- 3 学園長と理事長の期末手当は、原則年4.5ヶ月を上限として支給する。

第5条 職員理事には通勤手当を支給する

- 2 通勤手当は、米子松蔭高校給与規程第6条第4項又は米子日本語学校給与規定第8条を準用する。ただし、理事長は除くものとする。

(支給方法)

第6条 前条に定める報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給方法については、米子松蔭高校給与規程給与規定第9条又は米子日本語学校給与規定第12条を準用する。

(退職金及び退任慰労金の支給)

第7条 常勤の役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。(別表3)

2 常勤の役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

(退職金及び退任慰労金算出方法等)

第8条 常勤の役員のうち、非職員理事の退職金に係る規定は、学校法人米子永島学園退職金規定(以下「退職金規定」という。)を準用する。ただし、左記規定の第1条、第2条及び第12条は除くものとする。

2 職員理事は退職金規定を適用する。

3 常勤の役員の在任期間は、就任から退任までの年数とする。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

3 常勤の役員の退任慰労金は、別表3のとおりとし、第1項に加算する。

4 特別の事由がある者については、役員報酬検討委員会に諮り、評議員会及び理事会の議を経て退任慰労金に加給して支給する事ができる。

(旅費の支給)

第9条 常勤の役員及び役員報酬検討委員会の委員(以下「委員」とする)が出張した場合、非職員理事及び委員は学校法人米子永島学園旅費規程を準用し、職員理事及び役員以外の管理職は同上規程を適用する。

(旅費規程の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、「学校法人米子永島学園米子日本語学校旅費規程」を準用する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃をするために、役員報酬検討委員会において原案を作成する。

2 役員報酬検討委員会は監事2名と、あらかじめ理事会で選任した非常勤理事1名の計3名で構成する。

3 役員報酬検討委員会で作成した原案は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附則

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和2年5月26日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

常勤の役員の報酬額

学 園 長	月額 680,000 円 (上限)
理 事 長	月額 800,000 円 (上限)
米子松蔭高等学校校長	月額 55,000 円 (上限)
米子日本語学校校長	
米子松蔭高等学校事務長	

別表2 (第3条第2項関係)

(1) 理事・監事 年額 130,000 円 (上限)

別表3

学 園 長	在任期間1年につき	40万円 (上限)
理 事 長	在任期間1年につき	50万円 (上限)
職員理事	在任期間1年につき	20万円 (上限)

別表2 (国内出張をする場合の旅費規程 米子永島学園旅費規程)

項 目		支 給 額
交 通 費	鉄道	普通料金
	船	普通料金
	航空機	(日帰り可能な場合)
	バス	普通料金
	特殊料金	鉄道片道、100km以上特急料金
	自家用車	走行距離÷10×@¥150
宿 泊 費		10,900円
日 当	県 外	2,000円
	県内米子市外 (安来校区を含む)	1,000円
	但し1. 米子市内で、学校長が認めた場合は600円 2. 入学時合宿研修、進路合宿研修、進学合宿指導については1泊につき2,000円加算する。	

別表3 (国外出張する場合の旅費規程 米子日本語学校旅費規程)

項 目		支 給 額
交 通 費 等	航空機 宿泊費	原則、航空機代と宿泊がパックとなっているものの実費とする。ただし、航空機代と宿泊を別で手配したほうが経済的である場合はその実費とする。 ※自宅等に宿泊する場合は、航空機代と別途で自宅等居住者に対し、謝礼を支払う。金額は1泊につき2,000円とする。
	自家用車	走行距離÷10×@120円
	タクシー	5,000円/日
	自動車借上 (運転手 込)	円で支払った実費
日 当		2,000円